

1 議 事 日 程

[令和7年太宰府市議会 環境厚生常任委員会]

令和7年6月10日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第35号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第39号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第3 議案第40号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第4 議案第41号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第5 意見書第2号 生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	船 越 隆 之 議員
”	森 田 正 嗣 議員	”	今 泉 義 文 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市民生活部長	友 添 浩 一	健康福祉部長	大 谷 賢 治
健康福祉部理事 （子ども担当）	添 田 朱 美	市民課長	今 村 江利子
税務課長	田 代 浩	納税課長	堀ノ内 龍 治
環境課長	大 石 敬 介	人事政策課長兼 人権センター所長	立 石 恵 子
国保年金課長	田 上 真 也	福祉課長	山 崎 崇
生活支援課長	木 村 浩 一	介護保険課長	柳 谷 雅 子
高齢者支援課長	大 山 清 敬	保育児童課長	竹 浦 俊 晴
ごじょう保育所長	木 村 康 子	元気づくり課長	高 野 浩 二
子育て支援課長	松 尾 克 己		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議事課長	花 田 敏 浩
書記	陣 内 成 美		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しておりますとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第35号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） 議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は42ページから47ページ、条例改正新旧対照表は33ページから38ページでございます。

今回の改正は、令和7年度税制改正等により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、公示送達制度の見直し、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備、加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方式を見直すものです。

それでは、条例改正新旧対照表の33ページをご覧ください。

まず、第18条（公示送達）ですが、現行では公示事項が記載された書面を掲示場に掲示することで行っている公示送達を、インターネットで閲覧することができるよう措置するとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示又は事務所に置いたパソコン等電子計算機で閲覧できるよう改正するものです。

次に、第18条の3（納税証明事項）ですが、第18条の改正に伴う規定の整備を行うものです。

今説明しました第18条及び第18条の3の改正については、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日が施行日でございます。

次に、第34条の2（所得控除）ですが、生計を一にする19歳以上23歳未満の子等の合計所得金額が95万円（給与収入で160万円）までは、親等が特定扶養控除と同額の所得控除が受けられ、合計所得金額が95万円を超え123万円（給与収入で160万円を超え188万円）までは、親等が受けられる控除額が逡減する「特定親族特別控除」を控除すべき金額に追加するものです。

次に、34、35ページをご覧ください。

第36条の2（市民税の申告）、第36条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族

等申告書)及び第36条の3の3(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)ですが、特定親族特別控除創設に伴い、関係規定を整備するものです。

今説明しました第34条の2から第36条の3の3の改正は、令和8年1月1日施行でございます。

次に、36ページをご覧ください。

附則第16条の2の2(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)ですが、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から、課税方式が見直されます。

現在、重量と価格によって、紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定量以下のものは1本を持って、紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとするものです。

この見直しにより、現在販売している多くの加熱式たばこ1本が紙巻きたばこ1本に換算されることになります。

また、激変緩和措置により、令和8年4月1日から9月30日までは現条例で換算した本数に0.5を乗じて計算した本数と、新条例で換算した本数に0.5を乗じて計算した本数の合計数、10月1日からは新条例で計算した換算本数となります。

この改正については、令和8年4月1日施行でございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員(森田正嗣委員) お尋ねいたします。

公示送達の件ですけれども、施行規則の1条の8第1項という規定が18条の真ん中辺りに文言があると思いますけれども、すいません、多分私が見過ごしてるのかなと思うんですが、規則1条の8というのは、第1項がなくて、独立項だったんですよね。それで、この第1項というのは今回の改正で新たに付け加えられたものでしょうか。

現在まで、私が見た限りは、外国にあるものについての公示に関するものを定めるという規定だけが載っておりましたけど。

○委員長(小島真由美委員) 税務課長。

○税務課長(田代 浩) すいません、ちょっと調べて後で回答させていただきます。

○委員長(小島真由美委員) では、後の回答でよろしいですか。

○委員(森田正嗣委員) はい。

○委員長(小島真由美委員) ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 35ページもですけれども、特定親族という文言なんですけど、その特定というのはどういうふうな親族になるんですかね。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 扶養対象の親族のうち19歳以上23歳未満の方ということになります。

○委員（原田久美子委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 関連ですけれども、今の特定親族の特定というのは、生計を一にするというのが、前提条件ですよ。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありますか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 公示事項に関する事項なんですけども、第18条の規定ぶりですと、一つは、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るというのと、もう一つ、「又は」という、従来の掲示場に掲示して公示事項を行うということが規定されておりますけども、これは、「又は」の関係なんですか、「かつ」の関係なんですか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 今回の改正のまず1点目は、インターネットで閲覧できるようにするということがまず第1点、それと今掲示場で行っているものを、同じような形にするか、もしくは「又は」ということで、事務所に置いたパソコンなどで、お尋ねになられたら見れるような形にしておくという形の2点ということになります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

すいません、私のほうから1点お願いします。

加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方式を見直すに当たって、税収への影響というのはどのように捉え方をしたらよろしいんでしょうか。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） なかなかちょっと試算のほう難しいんですけども、国のほうが市町村たばこ税への影響というものが、1%程度の増ということで、国のほうは見込んでおります。ですので、今現在、予算額が4億7,000万円ほどですので、それからいたしますと、400万円から500万円程度になるのではないかというふうに見込んでおります。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかに。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） ちょっと私もたばこ吸うけんですね、気になる。この加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻きたばこの20本に換算するというのは、1個というのは1箱という

意味ですか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） これ、1個で20本に換算するって、紙巻も加熱式も20本入っていると思うんだけど、違ったかな。同数の本数が入っておるんじゃないですかね、これ。何でこれまた20本に換算するというような。違ったですか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 商品によって、本数が違うものもあるようでございます。

○委員（船越隆之委員） 商品によって。

○税務課長（田代 浩） はい。

○委員（船越隆之委員） ありがとうございます。すいません。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） これ、私たばこを吸わない私が、ちょっとふと疑問に思ったんですが、いわゆる葉たばこを原料とするといいますか、全部又は一部としたものの扱いが、0.35グラムをもって、割って基準を立てるというのと、そうでない、それ以外の加熱式たばこ、いわゆるグリセリン、それが蒸発するものを吸うという形のものだろうと思いますけれども、それは0.2グラムをもって1本と計算するという、これはどうしてこういう差が設定されたんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 今現在、加熱式たばこについては、紙巻きたばこの大体7割から9割程度ということでの税負担ということになっておりますので、これを同じにするための基準という形になろうかと思えます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） つまり、そちらのほうだけ取りやすくするという形でということね。税負担が大きくなるということね。はい、分かりました。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時13分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第39号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第2、議案第39号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

補正予算書は20ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(田上真也) 議案第39号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ69億1,889万7,000円をお願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

24ページ、25ページ下段、3の歳出の欄をご覧ください。

1款2項1目賦課徴収費、細目001賦課関係費、10節需用費65万1,000円につきましては、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、国民健康保険税納税通知書のデザイン用紙の変更が生じるため、印刷製本費の増額補正をお願いするものであります。

この歳出の財源でございますが、同じページの中段の2の歳入の欄、5款1項1目一般会計繰入金で、歳出の増額分を一般会計から職員給与費等繰入金として繰り入れるため、65万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第39号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第40号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第3、議案第40号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

補正予算書は26ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(田上真也) 議案第40号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ17億519万8,000円にお願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

30ページ、31ページ下段、3の歳出の欄をご覧ください。

1款2項1目賦課徴収費、細目001賦課関係費、10節需用費50万1,000円につきましては、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、後期高齢者医療保険料変更通知書等のデザイン用紙の変更が生じるため、印刷製本費の増額補正をお願いするものであります。

この歳出予算の財源でありますが、同じページの中段の2の歳入の欄、3款1項1目一般会計繰入金で、歳出の増額分を一般会計から事務費繰入金として繰り入れるため、50万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 需用費の中の印刷製本費なんですけれども、デザインが変わると言われましたけれども、どういうふうなデザインをされるんですか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） こちらのデザイン用紙につきましては、今のほうで、令和3年度に標準化法が成立いたしましたして、持続可能な生活の面での共通化を進めていこうというところで、基幹業務とされます後期高齢者も含めます、国民健康保険もそうです、ほかに、市民情報とか、選挙とかいろいろあるんですけど、その20業務につきまして、全国的に統一的なレイアウトにしていこうというような取組を行っているところでございます。

レイアウトにつきましても、それに基づいた形に修正をされるというふうにしております。以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第40号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第41号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第4、議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書は32ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（柳谷雅子） 議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

33ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ168万9,000円を追加し、予算総額を65億390万1,000円をお願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

38ページ、39ページの歳出の欄をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、細目002庶務関係費、10節需用費30万2,000円、2項1目賦課徴収費、細目001賦課関係費、10節需用費127万9,000円、3項2目介護認定調査費、細目001介護認定調査費、10節需用費10万8,000円でございますが、いずれも標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、デザイン用紙の変更が生じるため、印刷製本費の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、1項1目一般管理費におきましては、被保険者証などの帳票、2項1目賦課徴収費におきましては、介護保険料の納付書、3項2目介護認定調査費におきましては、介護サービスを利用する際の負担割合証等の印刷製本費を計上しております。

この歳出予算の財源でございますが、同じページの上の歳入、7款1項5目その他一般会計繰入金で、歳出の増額分全額を一般会計から事務費繰入金として繰り入れるため、168万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 意見書第2号 生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書

○委員長（小畠真由美委員） 次に、日程第5、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」を議題とします。

それでは、意見書第2号について、協議を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 賛成の立場で討論させていただきます。

生活保護の住宅扶助費というのは、住んでいらっしゃる場所によって、扶助額が決まっておりますけれども、例えば、太宰府市の場合は、太宰府市を含む27市ぐらいが2級の2という評価でして、お一人の住宅扶助の基準というのは3万2,000円、それからお二人ということになると3万8,000円ということでございます。

ちなみに、私もちょっとインターネットで、賃貸住宅、あるいはそのアパートというのはどれぐらいのもんかなと思って調べてみました。

限定的な話ですので、例えば、ここにある、この地区、水城とか大佐野、そのほかに坂本とか通古賀とか見ましたけれども、一番安くて4.7万円、お二人住まいです。一番高いところでは7.7万円という数字が上がっておりました。

生活の実態からいたしますと、生活保護を受けていらっしゃる方の大半の方が高齢者の方が多いというふうに思われますので、収入を外に求めることはもちろんできません。もともと建前から言いますと、収入が増えるということはそれだけご本人の収入金額が増えるということになりますから、それ自体で生活保護の処分が取り消されるという形になりますので、外に出て稼ぐという話はできません。

そうすると、一般の生活の受けた金額というものをそこに充てて、生活を支えていかなきゃいけませんけれども、そうすると食費とか、一般の生活費を切り詰めていかなければならないというかなり厳しい状態が続くのではないかと思います。こういう実態があるうえに、先ほど申しましたように、高齢者の方々は、もう既に収入のすべがありませんので、これを放置しておくというのは、やはり問題であろうと思います。

地方の議会として、中央に対して、こういう不公正なっていますか、不公平なふぞろいの成果実態がある以上は、そこを何とかカバーしてくれないかという申請を出すことは、地方議会としても十分やれる権限の範囲内ではなかろうかと思っておりますので、私といたしましては、賛成の立場ということで討論をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかに討論はありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 私は、反対の立場でちょっとお願いします。

生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書でございます。

生活保護者だけではなくて、経済的に困窮し住宅を失っている方もいらっしゃいます。そして、生活保護を受け取っていない低所得者の消費水準とのギャップもあると思いますので、私はこの意見書については反対の立場で、意見を言います。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 反対の立場で討論いたします。

原田委員とも関連するかもしれませんが、低所得者ですね、独り親家庭など、ぎりぎりで生活している人たちも、今後合わせた議論が必要ではないかと、私は考えます。

また、住宅扶助基準額の引き上げというところの具体的な数字がなく、どの程度の基準額を今後引き上げる、何%とかして幾らなのかというところが出てきておりませんので、やはり数字の裏づけをもっときちんと出した上で、意見書として提出すべきだと考えますので、私は反対いたします。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 少数挙手です。

したがって、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書について」は、否決すべきものと決定しました。

〈否決 賛成1名、反対4名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上で、当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 市税条例の改正の分で、森田委員のほうからご質問がありました第18条の中の地方税法施行規則第1条の8第1項について、ご質問があったかと思しますので、その分の回答のほうさせてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） はい、どうぞ。許可します。

○税務課長（田代 浩） 今回、地方税法施行規則の一部を改正する省令がございまして、その中で、第1条の8第1項のほうが規定をされているということでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

それでは、これもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和7年8月14日

環境厚生常任委員会 委員長 小 島 真由美